

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900064号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900040号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月5日から平成29年3月頃まで

私は、請求期間について、A社で勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

私がA社で勤務していたことが分かる、請求期間の一部の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書(写)及び平成24年6月分から平成25年3月分までの給料支払明細書(写)、A社の事業主から提出された請求者に係る平成24年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(写)、平成25年分から平成29年分までの給与所得退職所得に対する源泉徴収簿(写)及びタイムカード(写)並びに同社の回答により、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成30年10月であると回答しているところ、オンライン記録によると、同社の新規適用年月日は平成30年10月1日となっていることから、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社の事業主は、請求期間について、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している上、上記の源泉徴収簿(写)及び給料支払明細書(写)において確認できる期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900070号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900041号

第1 結論

請求期間①について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和35年1月頃から昭和36年12月頃まで
② 昭和38年1月頃から昭和40年12月頃まで
③ 昭和55年1月頃から平成元年12月頃まで

請求期間①に、事業所名は思い出せないが、E市のF駅近くにあったバネやネジを作っていた事業所で、請求期間②に、G市H町にあったA社で、請求期間③に、C社で、それぞれ勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。給与や厚生年金保険料の金額については覚えていないが、調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、E市のF駅近くにあったバネやネジを作っていた事業所に勤務していたと主張しているが、事業所の名称及び所在地、事業主名並びに同僚の名前を記憶しておらず、請求対象事業所を特定することができない。

また、請求者に係る雇用保険の記録を確認できない上、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、G市H町にあったA社に勤務していたとして、勤務当時に同社の前で撮影した写真や同僚と一緒に写っている写真を提出しているところ、同社の所在地

及び業務内容、上司の名前、自身の仕事内容並びに同社の近くにあった有名な店舗の名前を詳述していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはいくらかがえる。

しかしながら、請求者は、A社に本名ではなく、友人の名前で勤務していたと主張しているところ、B社は、請求期間②当時の請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないと回答している。

また、請求期間②当時にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に文書照会したが、請求者の同社における厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に請求者の氏名及び当時請求者が名乗っていたとする友人の名前を確認することができず、健康保険証の整理番号にも欠番はない。

- 3 請求期間③について、請求者は、10年くらいC社に勤務していたとして、同社創立30周年記念として配布されたとする財布の写真を提出しているところ、同社の創業は昭和37年11月であることから、請求者が平成4年頃（66歳か67歳頃）において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、請求期間③当時の請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないと回答している。

また、請求者は、年金記録訂正請求書において、C社における勤務形態をアルバイト・パートと記載しているものの、週に何日、何時間くらい働いていたか思い出せないとしている上、オンライン記録によると、請求期間③のうち、昭和57年1月から昭和60年*月までは、国民年金の全額申請免除期間と記録されていることが確認できる。

さらに、C社の請求期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧照会回答票において、請求者の氏名を確認することができず、健康保険証の整理番号にも欠番はない。

加えて、請求期間③当時にC社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に文書照会したが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。